

## 『古文書紹介』

御領海部郡棚野村 一件萬控帳から

紹介者 林寅喜

### 『解説』

慶長六年（一六〇一）四月日田から二万石で入部した藩祖高政は、旧下堅田村のうち鶴山・江頭を除く全域と、

青山村のうち棚野、それに弥生

町の床木を含む二千石を弟吉安

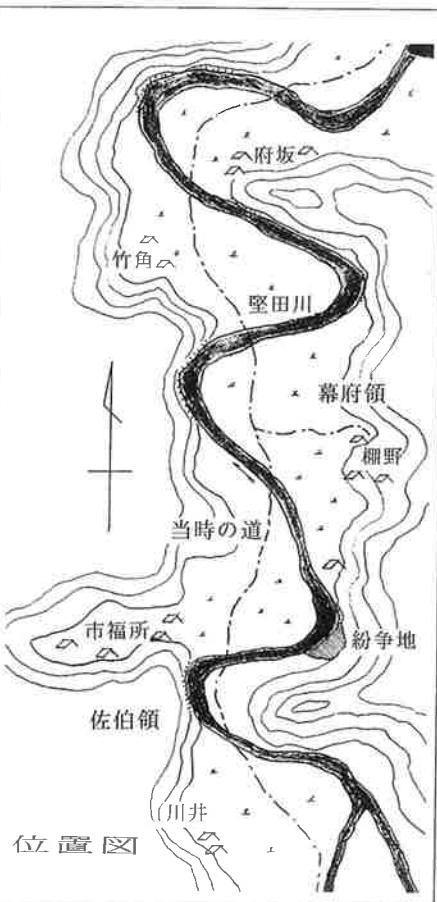
に分知したが、寛永九年（一六三二）三代藩主擁立に当たり、窮地に立たされた吉安はこれを幕府に返上して旗本となつた。これにより以後明治の廢藩置県まで御領（天領）として統治され、佐伯藩としては治外法権の土地となつた。

紹介した萬控は、御領棚野村

と私領（佐伯領）市福所村とに挟

まれた白木ヶ原という土地をめぐる境界争いについて、棚野村庄屋が残した文書の中から抜粋したもので、文化七年（一八一〇）棚野村から江戸表（幕府）に提出された控である。

紛争の原因は寛政二年（一七九〇）二月、市福所村が棚野村に断りなく白木ヶ原の野焼きをしたことに端を発したようで、それまでは両村共牛馬の繫留<sup>つなごとめ</sup>から薪や川普請の材料採取まで、相互に入会権を行使しながら円満に



暮らしていたが、前記の野焼き以後不仲となり、棚野村から再三の忠告にもかかわらず市福所村はこれを無視し続け、紛争はエスカレートして行つた。

やがて文化年代に入り、棚野村はもとより府坂村や西

野村・石打村までが側杖を喰つて、市福所村と大越にあつた狩野(草場)の入り会いを差し止められ、困った御領側は報復手段に訴えて奥村から搬出される林産物の川下げと、陸路を運ぶ農業生産物の御領内通行を差し止めることといった強硬策を取つた。

窮地に立たされた佐伯藩は輸送路確保のため、市福所村から岸河内に抜ける凡そ五キロの山道を、藩費を投じて自領内に開削しこれに充てたが、険しい山道のため転落事故が多かつたという。(この項と前項は青山史考へ沢月三代吉著・参考)

佐伯藩の歴史の中で長期にわたり紛糾したとされる事件は、私の知る限りではこの件を含めて三件である。

二件目は上野村と大坂本村による井崎川を挟んだ村界争いで、貞享二年(一六八五)に端を発した紛争は、百三十年後の文政二年(一八一九)まで続いている。(藩政資料)

三件目は浦代浦と四ヶ浦(小浦・竹野浦・色利・宮野浦)の間で起きた、間越(はまご)網代の漁業権をめぐる紛争で、文政四年(一八二二)から同十二年まで八年間続いている。(米水津村大庄屋文書)

以上三件を解説して感じたことは、どの件も同様藩は即決せず、双方の言い分を聞きまた言わせ、年月をかけて妥協点を見出し裁決していたようであるが、領民側としても当事者間で決着が付かない限り、上申はしなかつたようである。

しかし、本件のように相手が幕府領となると藩としても迂闊に手が出せず、止むなく自費を投じて替え道を作らざを得なくなつたのかも知れない。

#### 【附 記】

この古文書は平成三年史談会主催の自主講座で勉強したものを、浦代古文書教室で昨年春、再度教材として採用しました。

文化部 人事司 藝術司

文化名流

卷之三

文化二年丑八月差上申候書付左之通  
是ハ江戸表佐伯御屋敷ニ而茂ても差出  
乍恐以書付奉願上候

御預所棚野村と御私領市福所村の儀者は

古来より川境ニ御座候 棚野村之儀者杭柴

薪等少具  
用水井堰川除普請入用杭

柴並薪木迄  
前々より市福所村内山二入會<sup>いりあい</sup>に伐

来り申候  
其替り棚野村字名白木ヶ原と申

市福野村茂も八家庄ノ御医業にて

前方バ牛馬  
市福所林苑人家近ク御座候而

杯野津奈ぎ為致候得共 近年者市福所村より

右杭柴薪等  
入會二為伐不申候ニ付  
其砌より棚野村

白木ヶ原者  
牛馬野津奈ぎ為致不申候

井堰川除入用之手当二 白木ヶ平より自山野続二

杉雜木植立候而て  
井堰川除取繕<sup>フツシヨウ</sup>入用諸木三壯

候近  
世二年  
前戊午二月八日  
二市福所付  
石道二

右植立之  
丁酉正月八日市福所植より

川除治水工事や川普請のこと

一定地域の住民が決められた山林原野に入り、薪林<sup>まきばやし</sup>などを採取すること

山二火越付  
折節風烈敷諸木焼からし  
既ニ

棚野村人家茂無覺束御座候を  
村方居合候者

不殘馳着 漸消留申候 尤其砌り市福所村ヒ

心得違之旨度々断申参り候得共  
向後ニ至リ

茂も右<sup>てい</sup>之<sup>の</sup>義<sup>い</sup>御<sup>ご</sup>座<sup>ざ</sup>候<sup>て</sup>而<sup>ハ</sup>棚<sup>たな</sup>野<sup>の</sup>村<sup>むら</sup>人<sup>じん</sup>家<sup>け</sup>無<sup>な</sup>覺<sup>覚</sup>束<sup>しゆ</sup>

存候二寸  
苗白木ケ平野山下川邊ノリ沙洗寄ウの

原地ノ御座美三才　御見今の三才御三重ノ

居城ノ御用仕 御内事

上総佐  
三作三面芦柏作佐原  
其砂山開發

上候處  
元  
は  
レ  
の

御公儀様江御伺被遊候上者 江戸表より右之

御下知被仰付候迄者  
兩村共右場所江立

入申間敷段 嚴重二被仰付奉畏 其以來

棚野村者堅相守居候得共  
市福所村よりハ折夕

入込 竹木杯伐荒申候故 見付次第諸道具

折節 II その時々・その場合場合

木屋町  
大庭中川又石神村大社

祭

山口所  
御前御内使  
去ル年四月十日御移御里

界根大庭中川又石神村井堀山諸川

古原中村  
御内使  
金流堂仕事

白木中村  
御内使  
牛込山諸木仕事

伐荒西中村  
御内使  
北之山仕事

中和井堀川除繕  
御内使  
牛込山諸木仕事

伐荒東中村  
御内使  
牛込山諸木仕事

山九月出海船  
御内使  
右御所山石神村山裏

御内使

御内使  
御内使  
御内使

御内使  
御内使  
御内使

御内使  
御内使  
御内使

御内使

等差押取置申候 且又右躰二両村共被仰付

候場所二御座候得共 去ル午四月十日御私領堅

田村組大庄屋差団<sup>と</sup>与申 市福所・川井・黒沢・谷川

山口右五ヶ村之者共 七百人余り徒黨仕 棚野村

白木ヶ平より植立之井堰山諸木 又々理不尽ニ

伐荒候ニ付 村方居合セ候者馳着差留申候

其砌井堰川除繕之用木伐荒候三付 御私

領奥村々より之川下ヶ物差留 及争論候處同年

午九月御呼出しニ而被仰付候者<sup>は</sup> 右場所へ御私

領内者二八

御公儀様より御下知被仰付有之迄 決而不

始為致間敷候得者<sup>は</sup> 下川ヶ物差通し可申候 自然

此以後ニ而も理不尽之儀有之候ハバ 其節者勝

手次第二為致可申与 嚴重ニ被仰付候ニ付

相和村ノ多良木屋敷ノ内ニ有候者等を  
減乃レ御坐候れど其事ニ依テ有候者等を

得共用捨仕置候處ニ去ル丑二月十三日十六日右

場所ヘ市福所村ヲ夜分ニ有候者等を御座候是

事沙汰ナ風吹ニ命懸セテ多難古事記ニ有

迎テ中止勿論石室等を本旨ニ有候者等ハ

人畜無害事例白木ケ原山下川邊砂た満リ

之名實廢せ未滿致ラバ此種の事代々从

庄屋方より申出候事御也ト庄屋手前より處

主翁面接申告甚多如ナリ皆御用事皆

廿日より數日樹木而木草並廻山邊砂た満リ

此等村名甚多申告之モ人地名アリ候一蓋

シ諸木燒残候ト寒緋甚云特皆御沙捕

市福所村多居多右處ノ間甚多

棚野村之儀者急度奉畏候得共 市福所村者無其  
儀折々竹木伐取 理不尽之儀も度々御座候

得共 用捨仕置候處ニ 夜分ニ兩度火越付候者 懇二見

付候得共 風吹ニ而人家無覺束御座候故 取

逃し申候 勿論右野原ニ而夜分ニ火ヲ付候而ハ

人家恐敷奉存 白木ケ原山下川邊砂た満リ

之間 開發仕度御願可申段 組頭百姓代ヲ以

庄屋方へ申出候得共 其砌り者庄屋手前より  
被差留候ニ付 無是非差控申候 然處同年四月

嚴敷

廿一日之夜八ツ時頃 白木ケ平井堰山驛ヶ敷相聞

候ニ付 村方起會候者五・七人馳着見候得者 植立

之諸木燒残候分悉伐荒居候ヲ 漸武人捕ヘ

市福所村莊屋方へ相届ケ候而 同廿三日

候処 被仰付候ニ付同四月廿四日 委細書付ヲ  
以御願申上候得共 其以来御下知被仰渡茂  
無御座候得者 自然此上伐可らし置候諸木  
ハ勿論 右山ニ火ヲ付候ニお為てハ 棚野村人家無  
候通り 理不尽等有之節者勝手次第二可致  
覺束歎ケ數奉存候ニ付 午九月被仰付  
惣百姓熟談之上 同六月一日棚野村白木ケ  
様 被仰付茂御座候得者 其節無是悲  
原山下川邊リ砂た満リ之場所 小々堀開  
仕 栗胡麻之類植付仕候 右ニ付六月十二日  
右堀開キ之植付物取崩し 荒可申様被  
同廿一日惣百姓ヲ御役所へ不殘御呼出しこ  
仰付候得共 去ル戌年午年迄茂御載許

主 佐手引ニシテハ清貧用度モ左拂  
而モ右拂キテ貰多拂木不借成業乃致  
不敷モ居ム者至在 佐手引清貧ニ而  
無事拂市福所村ハ右モ少々拂之ト後  
其理重モ伐荒候年半未だトモ御付  
令高義名を委草木拂年半反拂等ノレ  
惟物石解ニシテ拂之荒拂年何モ數度  
草木拂復拂紙トモ行難拂意照ハリ  
石拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂  
市福所村より右白木ヶ原江立人 理不尽之儀  
不仕様 被仰付被下置候ハバ 小村困窮之  
百姓一同相助リ 偏難有仕合ニ奉存候 尚又  
委細拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂

文化七年六月

被仰付有之迄ハ 御私領内より者右場  
所江者 向後堺人茂手指等不埒成義為致  
間數与 度々嚴重ニ被仰付候得共 一向  
無其儀市福所村よりハ度々火ヲ付 植立之諸  
木理不尽ニ伐荒候ニ付 以來火之元第一 棚野村  
人家茂氣ケ敷奉存候ニ付 此度植付之  
作物右躰ニ而取崩し荒候義 何分歎ケ敷  
奉存 無據御願申上候間 何卒御慈悲ヲ以  
右之場所御年貢見取ニ被仰付 己來  
市福所村より右白木ヶ原江立人 理不尽之儀  
不仕様 被仰付被下置候ハバ 小村困窮之  
百姓一同相助リ 偏難有仕合ニ奉存候 尚又  
委細拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂拂

氣ケ敷ニ息がつまる・切ない

見取リ 每年出来方を検見して年貢を取る

右之通江戸御屋敷中之口御役所へ差出し  
委細之義茂口上三而申上置候

左之通江戸御屋敷中之口御役所へ差出し  
委細之義茂口上三而申上置候

### 『表紙解説』

#### 日本一 豊後二見ヶ浦の大注連縄しめなわ

大分県南海部郡上浦町浅海井の「豊後二見ヶ浦」の男岩と女岩とにかくついている大注連縄は、長さが六十五メートル、最大直径七十センチ、重さが二トンある。(一九九四年ギネスブック掲載「日本一」で上浦町のそして日豊海岸国定公園のシンボルとして有名になつた。

この注連縄は昭和四十四年、町内の草野球チーム「上浦ファイターズ」のメンバーが観光PRにと始めた。昭和五十二年から上浦町商工会が町の委託を受けて続いている。

以前は直川村・野津町等までワラを取りに行っていたが、平成七年から姉妹町である荻町より前日にトラック(四トン車)でワラを搬入してもらい、毎年十一月の第一日曜日に注連縄を作り、夫婦岩に掛け替える。荻町との交流事業として、「挑戦」の行事も行う。

荻町と上浦町の小学生による「もちつき」と「しめ縄張替

新春には東雲中学校裏や国道二二七号から、男岩と女岩の間から昇る初日の出の参拝客でにぎわう。平成六年度より年末年始(今年は十二月二十四日より一月四日)に夜間ライトアップが行われており、時間は十八時三十分より二十三時まで、大晦日はオールナイトで午前七時まで行う。初日の出の参拝者には上浦町商工会青年部より、甘酒・ぜんざいの無料配布(二月一日の午前六時頃より)を行う。駐車場は東雲小中学校グラウンド、中央公民館、マリノボリス記念公園等がある。今回は二〇〇〇年記念として行事が行われた。

今年のしめ縄張り替は、十二月十二日(日)午前八時より約二百五十名が参加し、午後二時に完成し神事の後張り替え始め、四時には終了した。

解説と写真提供 山本正直

71頁に夜景写真掲載